

海外在留邦人・日系人の生活・ビジネス基盤強化事業

Q & A集

令和3年4月30日時点

〈目次〉

海外在留邦人・日系人の生活・ビジネス基盤強化事業とは（申請要領3ページ）	・ 2
申請団体の要件（申請要領5ページ）	・ 2
事業実施地（申請要領5ページ）	・ 3
申請期間（申請要領5ページ）	・ 3
事業実施期間（申請要領5ページ）	・ 4
事業例（申請要領6～7ページ）	・ 4
対象経費（申請要領8ページ）	・ 10
契約額（申請要領9～10ページ）	・ 12
審査・契約（申請要領12～13ページ）	・ 13
精算（申請要領14ページ）	・ 14
事業の企画・実施上の留意点（申請要領15～17ページ）	・ 14

海外在留邦人・日系人の生活・ビジネス基盤強化事業とは（申請要領3ページ）

1 本事業の概要を教えてください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活に支障が出ている海外の在留邦人・日系人を支援し、感染拡大防止を図るとともに、感染拡大の影響を受けた日本企業等のビジネスの継続性を確保することを目指すものです。

2 日本人会、日本商工会議所、日系人団体等の団体は、希望しない場合でも事業を行う必要がありますか。

事業の実施を希望する団体からの申請に基づき事業を実施していただきます。

申請団体の要件（申請要領5ページ）

1 どのような団体が本事業に申請することができますか。

①在外の日本人会、日本商工会議所、日系人団体等、日本人・日系人によって構成される団体であること、②非営利・非宗教・非政治の団体であること、③原則として令和2（2020）年12月31日現在設立済みの団体であることの全てを満たしていることが要件となります。

2 在留邦人と日系人とはどのように定義されていますか。

「在留邦人」とは、短期渡航者を除く海外に在留する日本国籍者です。「日系人」とは、日系移住者（帰化した者を含む）及びその子孫で、日本国籍の有無は問いません。日系移住者及びその子孫で日本国籍がある場合は、日系人でもあり在留邦人でもあります。

（注）「日本企業」は、（1）本邦企業の海外支店等、（2）本邦企業が100%出資した現地法人及びその支店等、（3）合併企業（本邦企業による直接・間接の出資比率が10%以上の現地法人）及びその支店等並びに（4）日本人が海外に渡って興した企業（日本人の出資比率10%以上）を指す。

「日系人企業」は、日系人（日系移住者（帰化した者を含む）及びその子孫で、日本国籍の有無は問わない）が経営している企業を指す。

3 日本人会等の団体ではなく、日本企業が実施する事業でも対象となり得ますか。

在外の日本人会、日本商工会議所、日系人団体等の団体が実施する、感染拡大防止やビジネス環境作りを目的とした事業が支援の対象となり得ますので、企業に支援の要望がある場合は、商工会議所等の団体がとりまとめた上で事業を計画し、申請を行ってください。

4 日本人や日系人が立ち上げた、シニアサポートや動物愛護を目的としたNGOやNPO等の非営利団体は、申請を行うことはできますか。

NGOやNPO等の非営利団体についても、申請の要件を満たしていれば申請することは可能です。

5 規約・定款や財務諸表等が存在しない団体についても、申請できますか。

申請可能です。規約・定款や財務諸表をお持ちでない団体も、申請書に団体の概要及び過去2年分の財政状況を記入の上、提出してください。

6 日本人会が運営母体となっている日本人学校運営理事会が申請者となることはできるのでしょうか。その場合、支援は日本人会とは別枠となるのでしょうか。

日本人会が日本人学校の運営母体となっている場合、日本人会と日本人学校を分けて申請することは出来ません。運営母体である日本人会が申請を行ってください。

7 日本文化の紹介を行っている団体は申請することができますか。

日本文化の紹介を主とした活動を行っている団体についても、申請の要件を満たし、かつ在留邦人コミュニティの感染拡大防止やビジネス環境作りを目的とした事業を実施する場合は、申請可能です。

8 申請の要件①について、日本人（日系人）と外国人（非日系人）が構成員に含まれる団体は申請することができますか。

団体の主要な構成員が日本人又は日系人であれば、外国人（非日系人）が含まれていても申請自体は可能です。（外国人（非日系人）を事業の裨益対象とすることが可能かどうかについては、「事業の企画・実施上の留意点」（13～15 ページ）参照。）

事業実施地（申請要領5ページ）

申請をする団体が日本国内に所在する、あるいは団体の代表が日本国内に滞在している場合に、申請できるのでしょうか。

団体所在国・地域で実施する事業が対象ですので、日本国内にある団体は申請することはできません。また、申請の要件を満たしている団体であれば、代表者の滞在先は問いませんが、適切に事業を実施し、かつ精算を行うことができる体制となっていることが必要となります。

申請期間（申請要領5ページ）

申請期間はいつからいつまでですか。

令和3年3月15日（月）～同年7月30日（金）です。同期間内かつ事業実施予定日の2か月前までに申請書類一式を在外公館に提出してください。2か月前までに提出が間に合わない場合は、個別に相談してください。

事業実施期間（申請要領5ページ）

1 事業実施期間はいつからいつまでですか。

令和3年5月17日（月）～同年12月31日（金）です。同期間内に事業を実施（必要な経費の支払を含む）してください。事業実施後30日以内または令和3年12月31日（金）のいずれか早い期日までに報告書類を在外公館に電子メール等で提出してください（宛先や提出方法は各在外公館にご相談ください）。

2 令和3年12月25日に事業を実施したいのですが、可能でしょうか。

可能です。ただし、必要な経費の支払を完了した上で、令和3年12月31日（金）までに報告書類を在外公館に電子メール等で提出してください（宛先や提出方法は各在外公館にご相談ください）。

3 事業を実施するため機材等を借りる場合、令和4年3月末まで借りることは出来ますか。

事業実施期間は、令和3年12月31日（在外公館への報告書の提出を含む）までですので、同期間を過ぎての借り上げ経費は認められません。年間契約の場合には、事業実施期間分のみ申請できます。

事業例（申請要領6～7ページ）

1 団体が物品の販売を行うことは可能でしょうか。

団体が物品の販売を行うことは営利目的とみなされるため、対象外です。

2 在留邦人にマスクや消毒液を配布する事業を行うことは可能ですか。

マスクや消毒液の配布のみを内容とする事業は対象外です。具体的な申請内容（事業計画）を精査する必要がありますが、例えば、感染拡大防止を目的とした啓発事業として、ポスターやチラシにマスクや消毒液等の消耗品を付けて配布するものや講演会・セミナー等の会場において参加者の使用を目的とした消耗品として配布するものであれば対象となり得ます。

3 日本人会・商工会議所・日系人団体にマスクや消毒薬を備蓄する事業は可能ですか。

マスクや消毒液の備蓄は対象外です。具体的な申請内容（事業計画）を精査する必要がありますが、例えば、感染拡大防止を目的とした啓発事業として、ポスターやチラシにマスクや消毒液等の消耗品を付けて配布するものや講演会・セミナー等の会場において参加者の使用を目的とした消耗品として配布するものであれば対象となり得ます。

4 企業が感染予防キットの無料配布などCSRに基づいた活動を行っているのですが、支援の対象になりますか。

企業のCSRに基づいた活動は支援の対象外です。

5 感染拡大防止を目的とした情報発信費用の中でコンテンツ制作費（ウェブ・ページ立上げやアプリ開発、翻訳費用等）は対象となるのでしょうか。

具体的な申請内容（事業計画）を精査する必要がありますが、コンテンツ制作費は対象となり得ます。ただし、事業実施期間終了後の維持費やサーバー借上げ費等は対象外です。

6 医療情報の収集・分析の委託調査は対象となるのでしょうか。

具体的な申請内容（事業計画）を精査する必要がありますが、医療コンサルタントや調査会社等に医療情報の収集・分析を委託し、在留邦人や日系人に情報提供をする事業は、対象となり得ます。

7 電話による医療相談窓口を開設する事業を計画していますが、国内に日本語の分かる医師がいません。日本にいる日本人医師と契約をする事業は認められますか。

具体的な申請内容（事業計画）を精査する必要がありますが、日本の医師と契約して医療相談窓口を開設することは可能です。

8 医療相談や法律相談のホットラインを開設する事業を実施する場合の請負事業者選定は、在外公館が行うのでしょうか。

医療相談等のホットラインの開設に係る請負事業者の選定・契約は、事業を実施する団体が自ら行う必要があります。

9 在留邦人・日系人がPCR検査を行い、その費用を負担するような事業は対象となり得ますか。

本事業の趣旨から、日本人会等の団体と医療機関との契約なく、個人が医療機関でPCR

検査を受けて、その費用を団体が精算するというものは「当該団体から個人等に対して金銭（それに類するものを含む）の給付を行うもの」に該当すると考えられるため、不可となります。

実際には団体からの申請内容（事業計画）を見て個別に判断することになりますが、以下のようなケースのPCR検査事業が対象となり得ると整理しています。

（ケース1）日本人会等の団体が、あらかじめ会員・非会員を問わずPCR受検希望者を取りまとめの上、医療機関と個別に契約を締結。PCR検査を希望する在留邦人・日系人が一定期間内、契約先の医療機関にてPCR検査を受検できる体制を構築する。検査費用は、団体側が一括して当該医療機関に支払う。

（ケース2）ケース1と同様であるが、PCR検査を日本人会等が運営する診療所で行う。

（ケース3）日本人会等の団体があらかじめ会員・非会員を問わず在留邦人・日系人のPCR受検希望者を取りまとめの上、検査キットを購入し、受検希望者に自己検査を行ってもらう。

10 商工会がPCR検査事業を実施した場合、日本企業の駐在員の家族も裨益の対象に含まれるのでしょうか。

PCR検査事業に限らず、団体が実施する事業において、会員のみならず、非会員の在留邦人や日系人も裨益対象に含めていただくようご配慮をお願いしているところであり、駐在員の家族も裨益対象となります。

11 日本企業のビジネス環境整備事業として、日本企業の従業員に対し、定期的にPCR検査等を受けさせるような事業は対象となるのでしょうか。

事業の実施主体は申請の要件を満たす団体である必要がありますので、企業にPCR検査事業への支援の要望がある場合は、商工会議所等がとりまとめた上で事業を計画し、申請を行ってください。

12 日本企業の外国人従業員に対するPCR検査は対象となるのでしょうか。

PCR検査事業の例示は上記9のとおりですが、裨益対象は在留邦人・日系人となります。団体の会員に外国人（非日系人）が入っており、事業の裨益対象として排除できない場合、具体的な申請内容（事業計画）を精査の上、個別に支援の可否を判断します。

13 ワクチン接種事業は可能ですか。

①接種対象が日本国籍を有する者、②接種するワクチンが日本において承認済みのワクチン

ンであること、③ワクチン接種を受ける在留邦人が適切且つ十分な情報提供を受け、そのリスク等について適切且つ十分に理解の上同意が得られたことを確認した上で接種を行うこと、④団体が医療行為としてのワクチン接種及び同接種による副反応や健康被害の対応を含む対策を十分に講じていること（事業の適切且つ安全な実施を確保する観点から、本件対策の十分な確保は事業実施における必要条件です。）、⑤団体の会員に限定せず、非会員を含む所在地の在留邦人（日本国籍保持者）に広く周知し、接種希望者を募った上で、接種を受ける者の氏名、国籍、接種を行う医療機関及び接種するワクチン種類を明記した接種予定者リストを作成することの全てを満たしていることが要件となります。実際には団体からの申請内容（事業計画）を見て個別に判断することになりますが、上記の要件を満たした上で、以下のようなケースの接種事業が対象となり得ると整理しています。

（ケース1）団体が医療機関と個別に契約を締結。ワクチン接種を希望する邦人が一定期間内、契約先の医療機関にてワクチン接種を受けられる体制を構築する。ワクチン接種費用は、団体が一括して当該医療機関に支払う。

（ケース2）上記（1）と同様医療機関による邦人への接種であるが、団体自らワクチンを調達（第3国輸入等）し、団体は調達費用を調達先に支払い、接種費用を医療機関に支払う。

14 医療機関における健康診断は支援の対象となりますか。

健康診断は対象外です。

15 日本企業が出展するイベントについて、日本企業のビジネス環境作りを目的とした事業として申請することは可能ですか。

本事業は、感染拡大防止やビジネス環境作りを目的とした事業を支援の対象としますので、当該イベントが、コミュニティの日本企業全体のビジネス環境作りを目的として、透明かつ公平なプロセスで参加企業を公募した上で、複数の企業が参加する形で行われる場合、個別ケースごとに審査の上、適切と判断されれば、対象となり得ます。その場合、団体がイベントを開催するために必要な会場借料等の経費は支払の対象経費となり得ます。ただし、団体側は企業が出展する場を提供するのみで、当該イベントを通じて利益を得ることは認められません。

16 商工会議所が現地の弁護士や経営コンサルタントと契約して、法律・経営、デジタル・トランスフォーメーション（DX）に関する相談窓口を開設し、日本企業に利用してもらう事業は可能でしょうか。

具体的な申請内容（事業計画）を精査する必要があると思いますが、弁護士やコンサルタントと

の契約にかかる費用は支払の対象経費となり得ます。

17 日本人会会議室等に、一定期間内、Web会議用にカメラ、マイク等をリースで設置し、日本企業のオンライン会議用に利用できるようにする事業は可能でしょうか。

具体的な申請内容（事業計画）を精査する必要がありますが、対象となり得ます。その場合、機材の購入費は認められませんが、リースであれば対象となり得ます。

18 感染拡大の影響を受けた日本人や日系人が経営する日本食レストランの活性化事業を実施することは可能でしょうか。

本事業では、あくまで感染拡大防止やビジネス環境作りを目的とした事業を支援の対象としますので、個別の企業による営利活動を直接支援することはできませんが、日本人や日系人が経営する日本食レストランを団体が主催する行事において活用する、例えば、団体が主催する講演会や何らかのイベントにおいて日本食レストランに出店してもらうことや、ケータリング（イベントでの弁当提供も含む）を活用することは、参加する事業者が透明かつ公平なプロセスで公募されており、かつ特定のレストランに偏らず、幅広く参加の機会が与えられている場合、個別ケースごとに審査の上、適切と判断されれば、対象となり得ます。この場合、団体側は、参加するレストランに対して、人件費、食材調達費等の必要な経費を支払うこととなります。ただし、団体が利益を得ることは認められません。

19 日本食フェスティバルを実施することは可能でしょうか。

本事業では、あくまで感染拡大防止やビジネス環境作りを目的とした事業を支援の対象としますので、日本食フェスティバルが、当該コミュニティの日本人や日系人が経営する日本食レストラン全体のビジネス環境作りを目的として、透明かつ公平なプロセスで参加店を公募した上で、複数のレストランが参加する形で行われる場合、個別ケースごとに審査の上、適切と判断されれば、対象となり得ます。ただし、団体側はレストランが出店する場を提供するのみで、当該イベントを通じて利益を得ることは認められません。また、この場合、主催団体が支払うフェスティバル開催にかかる会場整備のための会場借料、機材借料、人件費等は支援の対象経費となり得ますが、出店するレストランの食材調達費、人件費等の経費は対象外です。

20 日本人や日系人が経営する日本食レストラン・日本食材店などを支援する目的で、在留邦人に食事券等を配布することは、事業として認められるのでしょうか。

食事券やポイント付加といった金券やそれに類すると考えられるものの配布は、「当該団体から個人等に対して金銭（それに類するものを含む）の給付を行うもの」に該当すると考

えられるため、対象外となります。

21 在留邦人・日系人に生活用品や食料品等を配布する事業は可能ですか。また、感染予防のための情報提供に加えて、食料品を配布する事業は対象となるのでしょうか。

生活用品や食料品を配布する事業は、「特定の個人を利するもの」または「当該団体から個人等に対して感染防止との関連性が低い物品の給付を行うもの」に該当すると考えられ、対象外となります（感染拡大防止の啓発を目的としたマスク等の配布を除く）。

22 ヨガのオンライン・セミナーをする事業は対象となるのでしょうか。

感染拡大防止やビジネス環境作りを目的とした事業でないものは対象外となります。

23 オンラインによるセミナーを数か月にわたり複数回行う計画で、その講師への謝金を支払の対象経費として申請する場合、1回の講演で1つの事業の申請とみなされるのでしょうか。

一連のオンライン・セミナーを1つの事業として扱える場合、申請可能です。

24 日本人会が現地の医療機関の勤務者等に弁当を配布する事業は可能でしょうか。

個別のケースごとにその目的や弁当配給業者の選定プロセスなどを精査する必要がありますが、いずれにせよ、在留邦人や日系人を対象としていない弁当の配布事業は対象外です。

25 在留邦人が多く利用する医療機関の日本セクション（日本人医師、日本人医療事務職員など）への寄付をすることは可能ですか。

寄付は支援の対象外です。

26 商工会議所が、医療関係の消耗品を購入して医療機関の日本セクションに寄贈することは可能ですか。

医療関係の消耗品であっても、医療機関への寄贈は対象外です。直接、在留邦人や日系人を対象とした事業の実施とする必要があります。

27 新型コロナ関連で現地政府から英語で出される指針等に関する通達について、現地やその他周辺国への渡航、職場で求められている対策、感染者が発生した時の対応の流れなどについて、出典と共に日本語で解説した資料を作成し、当地の日本企業へ無償で公開する事業は対象となりますか。

具体的な申請内容(事業計画)を精査する必要がありますが、感染拡大防止のための啓発・情報提供事業として、対象となり得ます。

28 補習授業校は本事業の申請をすることができますか。

補習授業校を運営しているのが日本人会であれば、日本人会が申請を行ってください。運営しているのが日本人会ではなく補習授業校運営理事会であれば、申請の要件を満たしている場合、申請可能です。ただし、対象となり得る事業は、補習授業校のみを対象とした事業ではなく、非会員にも開かれた、広く在留邦人に裨益するような事業として検討していただく必要があります。

対象経費（申請要領 8 ページ）

1 日本人学校や補習授業校での感染拡大防止のための、アクリル板やサーモグラフィー購入費は対象となるのでしょうか。

日本人学校や補習授業校のみを対象とした事業は対象外です。事業実施団体は、広く在留邦人等が裨益するような、感染拡大防止やビジネス環境作りを目的とした事業をご検討ください。上記事業を実施する際には、アクリル板やサーモグラフィーのリース費用は支払の対象経費となり得ますが、備品の購入費は、いかなる場合であっても対象外です。

2 日本人会館での感染予防の機器の購入やリース費用は支払の対象経費となるのでしょうか。

日本人会館において、感染拡大防止やビジネス環境作りを目的とした事業を実施する場合には、その事業を実施する際に使用するサーモグラフィー、アクリル板、空調、空気清浄機等のリース費用は支払の対象経費となり得ます。ただし、機器の購入費は対象外です。なお、本事業の目的に合致する事業を実施しない場合には、リース費用も対象経費とはなりません。

3 医療機材などの供与は支払の対象経費となるのでしょうか。

医療機材の供与は対象外です。

4 団体の職員だけでは事業が実施できない場合、アルバイト等の人件費は支払の対象となりますか。

人件費は支払の対象経費となり得ます。

5 オンライン事業の人件費も含めて申請することは可能でしょうか。

オンラインの事業であっても、必要な人件費は、支払の対象経費となり得ます。

6 事業の経費全額を一時的に立て替えることが困難なため、銀行から資金を借り入れた場合、利息は支払の対象になりますか。

利息は対象経費には含みません。

7 支払金額に課税される場合、税金分を対象経費に含めることはできますか。あるいは免税申請を在外公館が代行するのでしょうか。

本事業の契約金額の受領や事業の実施にかかる事業実施国・地域政府及び地方自治体等が課す、あらゆる税金・手数料ならびに金融機関による手数料は、原則として支払の対象外です。ただし、対象経費にかかる付加価値税は支払の対象となり得ます。また、免税申請を在外公館が代行することはできません。

8 事業の会場について、日本人会等の事務所が手狭な場合にはどうすれば良いのでしょうか。

団体が事業を行うために必要な会場借料は支払の対象経費となり得ますので、事務所が手狭であれば別途会場を借りていただくことも可能です。

9 申請団体の職員等が受け取る報酬・謝金について、支払の上限額は設定されていますか。

報酬・謝金等の対象経費ごとの上限額は設定していません。

10 邦人を対象としたオンライン・レクチャーとその後のフォローアップとして邦人が個別に利用するサービスは支払の対象となるのでしょうか。

具体的な申請内容（事業計画）を精査する必要がありますが、感染拡大防止を目的としたオンライン・レクチャー事業に係る経費は、支払の対象となり得ます。ただし、レクチャー参加者が専門家の治療や施術サービスを受ける際の費用等は対象外です（「特定の個人を利用するもの」または「当該団体から個人等に対して金銭（それに類するものを含む）の給付を行うもの」に該当すると考えられます。）。

11 観光が在留邦人の主要産業となっている地域において、観光客誘致のための清掃活動を実施団体メンバー等が行う場合に、参加者に支払う謝礼や交通費は対象経費となるのでしょうか。

具体的な申請内容（事業計画）を精査する必要がありますが、事業を行うために必要な人件費（交通費含む）は対象経費となり得ます。ただし、実施する事業が感染拡大防止やビジ

ネス環境作りを目的とした事業であることが必要です。

12 イベントを実施する際、団体関係者が有する施設等を利用した場合、支払の対象となりますか。

事業を行うために必要な会場借料は対象経費となり得ます。団体関連の施設を利用して事業を行い、会場借料が発生しない場合は、支払の対象経費とはなり得ません。

契約額（申請要領9～10ページ）

1 本事業において国は事業費の何%を負担するのでしょうか。

支払上限額を限度として、対象外の経費等を除く事業費を全額支払います。申請の金額は、現地通貨で記載してください。契約額は、申請の金額を事業計画書（様式2）の「事業費総額」欄に必要な事項を入力いただくと自動で換算される「邦貨額」を基に、支払上限額の範囲内で決定します。

2 各国・地域の物価等を考慮せずに、想定裨益人数で支払の上限額を判断するのは公平な基準と言えないのではないのでしょうか。

国・地域によって上限額を変えるという対応は想定しておりません。

3 採用される案件数は、国又は地域ごとに上限が設けられていますか。

国又は地域ごとの上限はありません。

4 1団体が2つの事業を計画している場合に申請は2回に分けて行うことは出来ますか。

原則として、1団体につき、申請書類の提出は1回です。1つの団体が2件申請する場合には1度にまとめて行ってください。ただし、予算の執行状況によっては、一部の事業実施が認められないこともあり得ます。

5 1団体が2つの事業を申請する場合の支払額はどのように考えるのでしょうか。

事業の想定裨益人数が1000名の場合、1団体につき、上限額600万円の範囲内であれば、申請をしていただく事業は1件でも2件でも可能です（例：事業①の事業費450万円+事業②の事業費150万円）。

6 1団体が2つの事業を申請する場合で、それぞれの事業の想定裨益人数が異なる場合、

支払の上限額をどのように考えるのでしょうか。

想定裨益人数が多い方の事業に合わせた上限額を、2件の事業総計分に対する支払上限額として適用します。例えば、商工会議所が見本市の開催（想定裨益者数5,000人）及び感染拡大防止関連のウェブ・ページ開設（想定裨益者数1,000人）を行う場合、上限額は、事業2件合わせて（表Gの）1,200万円を適用することになります。

7 上限額を超える事業の申請をすることは可能ですか。

上限額を超える事業の申請はできません。上限額を超えて、団体の自己資金により事業を拡充することは可能ですが、国が支援する事業と団体が主催する事業との経費を明確に分ける必要があります。

8 最も低い上限額の300万円に達しない事業は、支払の対象外となるのでしょうか。

上限額が300万円に達しない事業でも問題ございません。実現可能な事業を計画して申請してください。

審査・契約（申請要領12～13ページ）

1 団体からの申請書類や報告書類は適切に審査されるのでしょうか。

多岐にわたる申請事業の内容について正確性、透明性及び専門性が担保された形での審査・選定プロセスを確保するため、申請案件ごとに審査基準等に基づいて外部機関が事前審査を行った上で、外務本省が契約の可否及び契約額を決定することとしています。

2 契約は、誰がいつ締結するのですか。

在外公館の契約担当官と団体側の責任者が契約を締結します。契約締結時期については、審査結果の通知後、契約締結可能な時期につき在外公館にご相談ください。なお、契約締結以前に発生した経費は、支払の対象外となります。

3 契約はどのような内容ですか。

本事業は、団体が実施を希望する事業について、一定の条件の下で、その事業費を国が支払うことを内容とする契約となります。在外公館が用意する契約書案に基づいて、契約書原本を2部作成し、在外公館と契約を締結した団体でそれぞれ1部ずつ保管することとします。

4 契約は実施する事業につき一契約必要なのでしょうか。

契約は申請件数にかかわらず、1団体と1回の契約締結となります。

精算（申請要領 14 ページ）

1 事業費の支払について、団体名義の口座を有していない場合はどうすれば良いのでしょうか。

所在地域を所管する各在外公館にご相談ください。

2 事業実施後の実績額が当初の想定を大きく下回った場合はどのようにになりますか。

事業の内容いかんによっては、当初計画していた経費と実績額が異なることも考えられます。精算は事後精算としておりますので、実際には、事業実施後に最終的な支出額を証拠書類（支払ったことが確認できる領収書等）とともに報告いただき、精査の上、確定額分を支払うことになります。

3 実施団体が計画していた事業が状況の変化により実施できない場合に、受け取った金額は返金するのでしょうか。

支払は事後精算となりますので、返金手続は生じません。団体が事業を完了し、報告書類を提出いただき、精査の上、確定額を支払います。（不正が発覚した場合には全額返金いただきます）。

事業の企画・実施上の留意点（申請要領 15～17 ページ）

1 別のスキームとの併用は可能ですか。

本スキームでは事業費の二重取りは認められませんので、日本政府・外国政府問わず別のスキームとの併用は不可となります。

2 相談ホットライン事業を現在行っている団体が、実施中の事業への支援を申請することはできますか。

現在実施中の事業は対象外ですが、契約期間が終了した後、同様の事業で新規に契約する場合には、具体的な申請内容（事業計画）を精査する必要がありますが、支払の対象となり得ます。

3 実施団体の会員と非会員で参加費等に差を付けることは可能でしょうか。

参加費をとるような事業は認められません。事業を行うために必要な経費は、事業の想定裨益人数を基にした上限額を限度として、実際に事業に要した金額を精査の上、支払います。

4 団体の資金不足のため、事業の実施にかかる経費をあらかじめ会員や会員企業から集めて事業を実施し、事後精算後に払い戻すことは可能でしょうか。

団体が実施する事業経費の立替えに係る財源の確保は、団体の自由裁量とします。

5 事業の想定裨益人数は実施団体の会員数で判断されるのでしょうか。

会員数ではなく、団体が実施する事業における在留邦人・日系人の想定裨益人数となります。事業計画書に記載してください。

6 裨益対象を日本商工会議所の会員に限定することは可能でしょうか。

団体が実施する事業の裨益者を団体の会員に限らず、非会員が排除されていないことが支援の条件になります。団体においては、非会員にも積極的に広報を行った上で、現地事情及び事業形態に合わせた形で、広く非会員（留学生、個人事業主等を含む）も裨益対象とするようご配慮ください。

7 非会員はどの程度まで厳格に裨益対象とすべきなのでしょうか。

広く非会員も裨益対象とするようお願いしていますが、現地事情及び事業形態にも合わせて、ご判断ください。

8 非日系の個人や企業は裨益対象に含まれるのでしょうか。

本事業の対象は、在留邦人・日系人です。ただし、事業によって非日系の個人や企業を裨益対象として切り離すのが困難又は不適切と考えられる場合は、申請内容（事業計画）を見て個別に判断します。ただし、ワクチン接種事業については、一定の条件の下、接種対象が日本国籍を有する者である場合、支援の対象となります（事業例13参照。）。

9 在留邦人の外国人配偶者は裨益対象に含まれるのでしょうか。

在留邦人・日系人の家族（配偶者及び子）については、日本人・日系人以外の者も裨益対象者に含めて差し支えないものとします。ただし、ワクチン接種事業については、一定の条件の下、接種対象本人が日本国籍を有する者である場合、支援の対象となります（事業例13参照。）。

10 参加者を実施団体の活動地域に滞在する方に限定することは可能でしょうか。

実施団体の会員に限定しないのであれば可能です。

11 日本企業の出展はないが、現地社会への訴求力のあるイベントであれば対象となりますか。

日本企業の出展がないイベントであっても、在留邦人・日系人コミュニティにおける感染拡大防止やビジネス環境作りを目的とした事業として読み込めるものであれば、具体的な申請内容（事業計画）を精査する必要がありますが、対象となり得ます。

12 申請後に感染状況等によっては、開催形式をオンライン等への変更、あるいは中止や延期となる可能性があって申請することは可能でしょうか。

可能です。事業実施地における新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や事業実施地の政府当局による中止命令等、やむを得ない事情により、当初予定していた事業の中止または延期を余儀なくされる場合、中止や延期に係るキャンセル料は支払の対象とします。ただし、事業実施団体の責めによる中止または延期の場合、キャンセル料等は支払の対象となりません。

13 事業実施の際の告知活動に在外公館も協力してもらえるのでしょうか。

団体が実施する広報について、在外公館がSNS等を利用して協力することは可能です。個別に在外公館にご相談ください。

14 申請する事業は、事前に実施団体の年間計画や予算に組み込む必要がありますか。

予め団体の年度計画で予算措置を講じておくかどうかは、個々の団体の判断にお任せいたしますが、事後精算となるため、団体側は事業費を一時的に負担する必要があります。

<変更履歴>

【P2】申請団体の要件3（3月24日変更）

（修正前）民間企業が実施する事業は対象外です。在外の日本人会、日本商工会議所、日系人団体等の団体が実施する、感染拡大防止やビジネス環境作りを目的とした事業が支援の対象となり得ます。

（修正後）在外の日本人会、日本商工会議所、日系人団体等の団体が実施する、感染拡大防止やビジネス環境作りを目的とした事業が支援の対象となり得ますので、企業に支援の要望がある場合は、商工会議所等の団体がとりまとめた上で事業を計画し、申請を行ってください。

【P5】事業例4（3月24日変更）

（修正前）企業の活動は支援の対象外です。

（修正後）企業のCSRに基づいた活動は支援の対象外です。

【P6】事業例 11（3月24日変更）

（修正前）企業が個別に行う事業は対象外です。事業の実施主体は申請の要件を満たす団体である必要があります。

（修正後）事業の実施主体は申請の要件を満たす団体である必要がありますので、企業にPCR検査事業への支援の要望がある場合は、商工会議所等の団体がとりまとめた上で事業を計画し、申請を行ってください。

【P11】契約額 1（4月19日変更）

（修正前）支払上限額を限度として、対象外の経費等を除く事業費を全額支払います。申請の金額は、日本円に換算することなく、現地通貨で記載してください。契約額は、申請の金額を日本円に換算した上で、上限額の範囲内で決定します。

（修正後）支払上限額を限度として、対象外の経費等を除く事業費を全額支払います。申請の金額は、現地通貨で記載してください。契約額は、申請の金額を事業計画書（様式2）の「事業費総額」欄に必要事項を入力いただくと自動で換算される「邦貨額」を基に、支払上限額の範囲内で決定します。

【P6~7】事業例 13（4月30日変更）

（修正前）一定の条件の下、接種対象が日本国籍を有する者であれば、支援の対象とする方向で検討中です。詳細が決まり次第、お知らせします。

（修正後）①接種対象が日本国籍を有する者、②接種するワクチンが日本において承認済みのワクチンであること、③ワクチン接種を受ける在留邦人が適切且つ十分な情報提供を受け、そのリスク等について適切且つ十分に理解の上同意が得られたことを確認した上で接種を行うこと、④団体が医療行為としてのワクチン接種及び同接種による副反応や健康被害の対応を含む対策を十分に講じていること（事業の適切且つ安全な実施を確保する観点から、本件対策の十分な確保は事業実施における必要条件です。）、⑤団体の会員に限定せず、非会員を含む所在地の在留邦人（日本国籍保持者）に広く周知し、接種希望者を募った上で、接種を受ける者の氏名、国籍、接種を行う医療機関及び接種するワクチン種類を明記した接種予定者リストを作成することの全てを満たしていることが要件となります。実際には団体からの申請内容（事業計画）を見て個別に判断することになりますが、上記の要件を満たした上で、以下のようなケースの接種事業が対象となり得ると整理しています。

（ケース1）団体が医療機関と個別に契約を締結。ワクチン接種を希望する邦人が一定期間内、契約先の医療機関にてワクチン接種を受けられる体制を構築する。ワクチン接種費用は、団体が一括して当該医療機関に支払う。

（ケース2）上記（1）と同様医療機関による邦人への接種であるが、団体自らワクチンを調達（第3国輸入等）し、団体は調達費用を調達先に支払い、接種費用を医療機関に支払う。

【P11】対象経費7（4月30日変更）

（修正前）本事業の契約金額の受領や事業の実施にかかる事業実施国・地域政府及び地方自治体等が課す、あらゆる税金・手数料ならびに金融機関による手数料は、支払の対象外です。ただし、対象経費にかかる付加価値税は支払の対象となり得ます。また、免税申請を在外公館が代行することはできません。

（修正後）本事業の契約金額の受領や事業の実施にかかる事業実施国・地域政府及び地方自治体等が課す、あらゆる税金・手数料ならびに金融機関による手数料は、原則として支払の対象外です。ただし、対象経費にかかる付加価値税は支払の対象となり得ます。また、免税申請を在外公館が代行することはできません。

【P15】事業の企画・実施上の留意点8（4月30日変更）

（修正前）本事業の対象は、在留邦人・日系人です。ただし、事業によって非日系の個人や企業を裨益対象として切り離すのが困難又は不適切と考えられる場合は、申請内容（事業計画）を見て個別に判断します。ただし、ワクチン接種事業については、一定の条件の下、接種対象が日本国籍を有する者である場合、支援の対象とする方向で検討中です（事業例13参照。）。

（修正後）本事業の対象は、在留邦人・日系人です。ただし、事業によって非日系の個人や企業を裨益対象として切り離すのが困難又は不適切と考えられる場合は、申請内容（事業計画）を見て個別に判断します。ただし、ワクチン接種事業については、一定の条件の下、接種対象が日本国籍を有する者である場合、支援の対象となります（事業例13参照。）。

【P15】事業の企画・実施上の留意点9（4月30日変更）

（修正前）在留邦人・日系人の家族（配偶者及び子）については、日本人・日系人以外の者も裨益対象者に含めて差し支えないものとします。ただし、ワクチン接種事業については、一定の条件の下、接種対象が日本国籍を有する者である場合、支援の対象とする方向で検討中です（事業例13参照。）。

（修正後）在留邦人・日系人の家族（配偶者及び子）については、日本人・日系人以外の者も裨益対象者に含めて差し支えないものとします。ただし、ワクチン接種事業については、一定の条件の下、接種対象本人が日本国籍を有する者である場合、支援の対象となります（事業例13参照。）。